



災害救助犬の出動に関する協定

令和4年9月2日

高知県警察

SEIWASOH ドッグスクール



Shikoku K-9

災害救助犬の出動に関する協定

高知県警察（以下「甲」という。）とSEIWASOHドッグスクール（以下「乙」という。）及びShikoku K-9（以下「丙」という。）は、高知県内において地震災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動及び救助活動（以下「捜索活動等」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動等のために必要があると認めるときは、乙及び丙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭による要請とし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙及び丙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

乙及び丙は、出動態勢が整ったときは、速やかに出動部隊の構成、現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別、規模等を考慮し、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

（捜索活動等の実施）

第3条 乙及び丙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、甲が指定する現場指揮官（以下「指揮官」という。）の指示に従い捜索活動等を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、指揮官が捜索活動等の終了を告げたとき、又は乙及び丙の都合により捜索活動等の続行が不可能となったときとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、乙及び丙の負担とする。

(損害補償)

第5条 この協定に基づく出動に伴って構成員及び災害救助犬に生ずる損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

甲は、乙及び丙の構成員が搜索活動等で死亡若しくは負傷し、又は搜索活動等に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、次に掲げる場合を除き、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（平成8年7月条例第32号）」の規定に準じてその損害を補償する。

ア 当該損害が乙及び丙の構成員の故意又は重大な過失による場合

イ 当該損害が第三者の行為による場合

(2) 乙及び丙が負担するもの

ア 構成員が、災害現場への出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

イ 災害救助犬が、災害現場への出動時の往復途上、搜索活動等において、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合

(構成員等の名簿提出)

第6条 乙及び丙は、協定締結後に構成員及び災害救助犬の名簿を甲に提出するものとし、また、変更が生じた場合には都度名簿を提出し、甲はその名簿を保存するものとする。

(訓練及び教養)

第7条 乙及び丙は、搜索活動等が円滑に行われるよう、甲が行う訓練や教養（災害救助犬による搜索活動全般に係る知識や理解を促進させるためのもの）への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

効期間)

9条 この協定は、令和4年9月2日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年9月2日

甲 高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部

乙 高知市
SEIWASOH ドッグスクー
代表

丙 高知市
Shikoku K-9
代表

災害救助犬の出動に関する 協定実施細目

令和4年9月2日

高知県警察

SEIWASOH ドッグスクール

Shikoku K-9

災害救助犬の出動に関する協定実施細目

趣旨)

第1条 この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、高知県警察（以下「甲」という。）とSEIWASOHドッグスクール（以下「乙」という。）及びShikoku K-9（以下「丙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

（出動要請、同意等）

第2条 甲は、協定第1条の規定により出動要請を行うときは、別記様式1により、その内容を明示して行うものとする。

2 乙及び丙は、出動要請を受けた時は、出動させようとする災害救助犬の所有者（以下「所有者」という。）に対し、当該要請の内容を周知し、同意を求めるものとする。

乙及び丙は、求めに応じた所有者から災害救助犬の出動に関する同意書（別記様式2。以下「同意書」という。）を受領し、甲に提出するも

（出動

第3条 乙及び丙は、協定第1条の出動要請を受け、出動態勢が整ったときは、別記様式3により甲に連絡するものとする。

（捜索活動の報告）

第4条 乙及び丙は、捜索活動等を終了したときは、甲に対して、その状況を別記様式4により、報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（損害補償事案の速報及び書類提出）

第5条 乙及び丙は、協定第5条に基づき甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じて必要な書類を提出するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙及び丙は、捜索活動等において知り得た事項や捜索内容について、外部に漏らしてはならない。

(連携活動等)

第7条 甲、乙及び丙は相互に搜索活動等における連携のあり方を研究する
もに、協定第7条の訓練や教養を通じて、円滑な搜索活動等が実施できるよう
努めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡等必要な事項をお互いに共有し、変更があっ
た場合は速やかに相手方に通知するものとする。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙
が記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

この実施細目は、令和4年9月2日から施行する。

令和4年9月2日

甲 高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部
警備部長

乙 高知市
SEIWASOH ドッグスクー
代表

丙 高知市
Shikoku K-9
代表

記様式1（第2条関係）

災 対 発 第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

高知県警察本部
警 備 部 長

災害救助犬の出動に関する要請書

災害救助犬の出動に関する協定第1条及び実施細目第2条に基づき、下記のとおり災害救助犬の出動を要請します。

記

1 災害の状況及び出動を要請する理由

2 出動を要請する期間

出動を要請する区域

4 現場指揮官の所属、職、氏名及び連絡先

(1) 所属、職及び氏名

(2) 連絡先

5 その他捜索活動等に必要な事項

6 高知県警察の連絡窓口

(1) 所属

(2) 担当者（職及び氏名）

(3) 連絡先

別記様式2（第2条の2関係）

年 月 日

SEIWASOH ドッグスクール 御中

S h i k o k u K - 9 御中

(住所)

(氏名)

災害救助犬の出動に関する同意書

災害救助犬の出動に関する協定に係る実施細目第2条に基づき、下記のとおり
災害救助犬の出動に同意します。

記

1 同意する出動

災害救助犬の出動に関する要請書（ 年 月 日災対発第 号）により
要請された出動

2 出動する災害救助犬名

3 搜索活動等に当たっての留意事項

搜索活動等を行う時は、高知県警察の現場指揮官の指示に従います。

記様式 3 (第 3 条関係)

年 月 日

高知県警察本部警備部長 様

住所

団体名

代表者

災害救助犬の出動態勢について

災害救助犬の出動に関する協定第 2 条及び実施細目第 3 条に基づき、下記のとおり災害救助犬の出動態勢を連絡します。

記

1 出動責任者の氏名及び連絡先

(1) 氏名

(2) 連絡先

出動人員及び災害救助犬の頭数

出動人員

人

(2) 災害救助犬の頭数

頭

3 出動時間及び現場到着予定時間

(1) 出動時間

(2) 現場到着予定時間

4 その他必要な事項

別記様式 4（第 4 条関係）

年 月 日

高知県警察本部警備部長 様

住所

団体名

代表者

災害救助犬の出動に関する捜索活動報告書

災害救助犬の出動に関する協定第 3 条及び実施細目第 4 条に基づき、下記のとおり災害救助犬の捜索活動等状況について報告します。

記

- 1 出動年月日（出動開始日から出動終了日まで）

年 月、日

から

年 月 日

- 2 出動部隊

- (1) 災害救助犬

頭

- (2) 人員

人

- (3) 車両

台

- 3 出動内容

出動年月日	出動部隊	出動時間	出動内容
年 月 日	災害救助犬 頭 人員 人 車両 台	時 分 から 時 分	
年 月 日	災害救助犬 頭 人員 人 車両 台	時 分 から 時 分	
年 月 日	災害救助犬 頭 人員 人 車両 台	時 分 から 時 分	
年 月 日	災害救助犬 頭 人員 人 車両 台	時 分 から 時 分	
年 月 日	災害救助犬 頭 人員 人 車両 台	時 分 から 時 分	

※ 出動時間は、出発から帰着までの時間（現地に宿泊する場合は宿泊場所到着時間）とする。

